

信楽園病院だより

第140号 平成24年11月1日 発行

〒950-2087 住所 新潟市西区新通南3丁目3番11号 Tel 025-260-8200 FAX 025-260-8199

E-mail renkei@shinrakuen.com ホームページアドレス <http://www.shinrakuen.com>

在宅歯科医療について

地域医療連携室看護師長 松井 昌子

『在宅歯科医療』という言葉をご存知でしょうか？一言で簡単にいうと…。

“病気を発症し、寝たきりになった患者様が、退院して在宅療養を継続する時に、歯科医師、歯科衛生士がご自宅を訪問し、専門的口腔ケア（歯科医師、歯科衛生士が行う口腔ケア）や治療を行うことにより、口腔衛生を保ち、安全安心な療養生活を送れるよう支援すること”を言います。

在宅療養の方の口腔内環境を保つには、専門的口腔ケアが必要とされます。専門的口腔ケアを継続して受けることにより、口腔機能や口腔環境が改善され、高齢者に多い低栄養が改善し、誤嚥性肺炎の予防や疾患予防などの効果があり、生活の質の向上に寄与します。このように、在宅療養の方が安定した状況を保持し、少しでもお元気で過ごされることは、介護者であるご家族の負担を軽減することにつながります。

当院では、2年前の平成22年から、日本歯科大学新潟病院と新潟市歯科医師会と連携して『在宅歯科医療』を積極的に行っています。寝たきりの患者様や歯科医への通院が困難な患者様が、退院後も専門的な口腔ケアや歯科治療が必要な場合、在宅歯科医療が継続できるよう支援をしています。

在宅歯科医療の流れとしては、入院中に当院の歯科医師の診察を受けていただき、口腔内の状況を評価します。その結果、退院後も継続した専門的口腔ケアが必要な患者様には、病棟看護師から、患者様とご家族へ在宅歯科医療の希望を確認し、承諾を得られたら、退院前にカンファレンスを行い、在宅療養に関わる職種とともに情報を共有します。

在宅歯科医療を希望される方は、病棟の看護師にご相談ください。

また、詳しい説明を希望される場合は、ぜひ、地域医療連携室までご相談ください。